

契約書

グループホーム 和

グループホーム「和」共同生活介護利用契約書

利用者氏名(甲) 様

事業者名称(乙) グループホーム 和

第1条（目 的）

介護保険法関係法令及びこの契約書に従い、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 とします。
- 2 契約満了日の10日前までに利用者（以下「甲」という）から書面による更新拒絶の申出がない場合、事業者（以下「乙」という）は、甲の契約更新の意志を確認し、本契約と同一の内容で更新する意志が確認されたときは、その旨の確認書を取り交わし、本契約書末尾に添付します。
- 3 前2項の契約期間満了日以前に要介護認定の有効期間が更新又は変更された場合は、更新又は変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ①甲の要介護状態区分が変更され、自立と認定されたとき。
- ②甲が死亡したとき。
- ③甲が第4条により解除したとき。
- ④乙が第5条により解除したとき。
- ⑤甲が共同生活住居を離れて1か月を経過したとき、又は1か月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。

第4条（甲の解除）

甲は乙に対し、1週間前に予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

第5条（乙の解除）

甲が次の各号の一に該当する場合は、乙は甲に対し、事前に予告することにより、この契約を解除することができます。

- ①利用料その他乙に支払うべき費用を2か月以上滞納したとき。
- ②当共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。
- ③2週間以上の入院治療が必要となる等、乙が自ら介護サービスを提供することが困難となったとき。
- ④他の利用者の生活または健康に重大な危険を及ぼし、又は他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。
- ⑤甲の身体機能（立位保持、歩行保持、座位保持等）の低下により自立して生活を営むことが困難になったとき。

第6条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 乙は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、甲及び甲代理人と介護従事者との協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という）を速やかに作成します。
- 2 乙は、介護計画を作成あるいは変更した場合は、その介護計画を甲及び代理人に対し内容を説明します。

- 3 乙は、介護計画に基づいて提供されたサービスの実施状況についての評価を原則として3ヶ月毎に行い、その計画の見直し、変更を行います。
- 4 乙は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入し、その完結の日から5年間はこれを適正に保存し、甲及び代理人の求めにより閲覧に応じ、その写しを交付します。

第7条（サービスの内容及び提供）

グループホームの認知症対応型共同生活介護事業運営規程に基づき提供します。

第8条（医療上への対応）

- 1 乙は、甲が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は甲の主治医または乙の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します
- 2 乙は、甲に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

第9条（入居及び退居時の持ち物の取扱い）

慣れ親しんだ環境のもとで穏やかな生活を営んでいただくために、可能な限り甲が使用されていた備品等を用意していただき、退居時には引き取りをお願いする。

第10条（家族との連携と交流）

乙は、甲の家族との連携を図るとともに、甲と家族の交流の機会を確保するよう努めます。

第11条（金銭等の管理）

乙は、甲の日常生活に必要な金銭の保管管理について甲と別途契約した場合を除き、甲の現金、預貯金、その他財産の管理運用を行いません。

第12条（損害賠償）

- 1 乙は、介護サービスの提供に当たり、甲の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、甲に対し、速やかにその損害を賠償します。但し、損害の発生が不可抗力によるときは、乙は賠償の責めを負わないものとし、甲の重過失による場合は、賠償額を減することができるものとします。
- 2 甲の故意または重過失により居室または備品に通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合は、甲がその費用を負担します。

第13条（身元引受人）

- 1 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、身元引受人をたてることを困難とする相当の理由がある場合は、この限りではありません。
- 2 乙は、甲の心身の状況及び言動に変化があったときは速やかに身元引受人に通知します。
- 3 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - ①甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう乙に協力すること。
 - ②この契約が終了した場合、適切な移転先の確保等について乙に協力すること。
 - ③甲が死亡した場合、遺体及び遺品の引き受けその他の必要な措置をなすこと。

第14条（苦情処理）

- 1 甲及び甲の家族又は身元引受人は、提供された介護サービスに疑問や苦情がある場合、いつでも苦情受付窓口にお問い合わせや苦情申し立てをすることができます。その場合、乙は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 2 乙は、甲及び甲の家族又は身元引受人が苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対していかなる不

利益待遇、差別待遇もいたしません。

第15条（契約の定めのない事項）

この契約に定めのない事項について疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めを尊重し、乙と甲及び甲の家族及び身元引受人が協議して解決するものとする。

この契約の証として本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

〔利用者（甲）〕

私は、この契約の定めるところに従い、貴住居においてサービスを利用することを申し込みます。

住	所	
氏	名	⑩
電	話	

〔代理人〕

私は、甲の契約意志を確認しましたので、上記署名を甲に代わって行いました。

住	所	
氏	名	⑩
電	話	

〔身元引受人〕

私は、身元引受人の責任について理解しました。

住	所	
氏	名	⑩
電	話	

〔事業者（乙）〕

私は、認知症対応型共同生活介護事業者として甲の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って提供します。

事業者	住	所	福井市文京2丁目9番1号	
	名	称	有限会社 癒 森 会	
	代	表	者	代表取締役 松 原 六 郎
	電	話	0776-63-5597	⑩

事業所	住	所	福井市若杉町25-18-1
	名	称	グループホーム 和
	電	話	0776-34-5595